

2008年10月2日

地域サッカー協会 理事長 殿  
都道府県サッカー協会 会長／専務理事 殿  
各種連盟 御中

財団法人 日本サッカー協会  
専務理事 田嶋幸三

## サッカー活動中の落雷事故防止対策について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、本協会の事業に対し格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、既に報道等でご周知の通りだと存じますが、1996年に起きましたサッカー活動中の落雷事故につきまして、さる9月17日に高松高等裁判所では、事故は避けることができたとして、生徒が在学した高校と主催者の市体育協会に損害賠償の支払いを命じる判決が下されました。

本件、本協会と致しましては、一昨年に最高裁判所が落雷を予見できたとの判決を下し、審理を高松高等裁判所に差し戻しを命じた時点より、防止対策について協議を重ね、2006年4月には「サッカー活動中の落雷事故の防止対策についての指針」（日サ協発第060015号）の通達を出し、『サッカー競技規則』にも2007/2008版より掲載しております。本協会では、この度の高松高等裁判所の判決を受け、改めまして、安全確保を最優先する方針の徹底を図りたいと存じます。

つきましては、添付の2006年4月、本協会通達の「サッカー活動中の落雷事故の防止対策についての指針」と「サッカー競技規則2008/2009(最新版)」、並びに2006年7月、Jリーグ発行の「雷対応マニュアル」もご参考の上、大会／試合／トレーニング活動等でのより一層の安全確保と周知徹底に努められますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

### 【添付資料】

- ・高松高等裁判所判決概要
- ・(財)日本サッカー協会通達及び参考資料(2006年4月通達)  
「サッカー活動中の落雷事故の防止対策についての指針」  
＜落雷の予兆＞に関する参考資料

### 【フォーラム掲載資料】

- ・(社)日本プロサッカーリーグ発行(2006年7月発行)  
雷対応マニュアル(第1版)